

多摩市市制施行50周年記念市民企画事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市市制施行50周年記念市民企画事業(以下「市民企画事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 市民企画事業の対象となる事業は、市民や企業、各種関係団体等が自ら企画・立案し実施する次の各号のいずれにも該当する事業で、多摩市長(以下「市長」という。)に申請され、市長が認めるものとする。

- (1) 多摩市市制施行50周年記念事業実施計画の趣旨に沿う50周年を記念した事業であること。
 - (2) 令和3年9月1日から令和4年8月31日までにかかる時期に実施する事業であること。
 - (3) 一般に公開され、誰もが参加できる事業であること。
 - (4) 原則として多摩市内(以下「市内」という。)で実施される事業であること。
 - (5) 事業の主催者が、市内に在住・在勤・在学している個人又は主に多摩市民(以下「市民」という。)で構成され市内で活動する団体であること。団体の場合、代表者は市民であること。
- 2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは市民企画事業の承認を行わないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とするもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるもの。
- (4) 主催者が、暴力団員(多摩市暴力団排除条例(平成25年多摩市条例第14号)第2条第2項に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者(同条第3項に規定する暴力団関係者をいう。)であるもの。
- (5) その他承認することが不相当と認められるもの。

(支援内容)

第3条 市は、市民企画事業を市制施行50周年記念事業の一環として位置付け、その実施にあたり、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 市公式HP等による広報の支援
- (2) のぼり旗等の50周年記念グッズの貸与、提供

(表示)

第4条 事業の名称は、「多摩市市制施行50周年」、「多摩市市制施行50周年記念」又は「多摩市市制施行50周年記念事業」を含むものとする。

- 2 事業を実施する者は、別に定める使用基準、デザインマニュアルに従い、作成する印刷物、物品等に「多摩市市制施行50周年記念ロゴマーク」を表示する。

(申請)

第5条 市民企画事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ市長に多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認申請書(第1号様式)を提出するものとする。

(承認)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その申請内容等を審査し、その可否を決定し、多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認決定通知書(第2号様式)又は多摩市市制施行50周年記念市民企画事業不承認決定通知書(第3号様式)を交付する。

- 2 市長は、市民企画事業の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第7条 前条第1項の規定により承認を受けた者が承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認事項変更届出書(第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。但し、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により承認した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容又は添付資料に虚偽のあることが判明したとき。
- (2) 第2条第1項の規定に違反する事実が判明したとき。
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 法令又は市民企画事業の承認の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 市長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

3 第6条第1項の規定により承認を受けた者が市民企画事業の実施によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市長は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

第1号様式（第5条関係）

多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認申請書

年 月 日

（あて先）

多摩市長 殿

（申請者）

住所又は所在地： _____

団 体 名： _____

代 表 者 氏 名： _____

担 当 者： _____

電 話 番 号： _____

メールアドレス： _____

下記事業の実施にあたり、多摩市市制施行50周年記念市民企画事業実施要領第5条に基づき、申請します。

記

主催者	
事業名	
実施日 （期間）	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで 日間
実施場所	
事業につける冠 （使用するものに ✓）	多摩市市制施行50周年 多摩市市制施行50周年記念 多摩市市制施行50周年記念事業

<p>事業内容及び目的 (50周年を記念した内容の工夫を明確に記載すること。)</p>	<p>別紙参照可</p>
<p>対象者 参加予定人数</p>	
<p>参加料等</p>	<p>無 有 (円)</p>
<p>広告媒体(市報・市HP等)に掲載する内容</p>	<p>【主催者名】</p> <p>【連絡先：リンク先HP】</p> <p>【広報する内容(100文字以内)】</p> <p>【公表時期】 令和 年 月 日以降を希望する</p>
<p>備考 (該当する場合は ✓)</p>	<p>PR物品の貸出し(記念のぼり旗 本) 5本まで貸出し可 市制施行50周年記念グッズの提供(缶バッチもしくはステッカー 個) 1団体200個まで可、種類の指定不可 たま広報(9月5日号)への掲載を希望しない 市ホームページへの掲載を希望しない</p>
<p>確認 (提出する前に該当するか確認して✓)</p>	<p>多摩市市制施行50周年記念事業実施計画の趣旨にある事業である。 一般に公開され、誰もが参加できる事業である。 多摩市内で実施される事業である。 事業の主催者が多摩市内に在住・在勤・在学もしくは、団体が主に多摩市民で構成され、市内で活動する団体である。 営利を主たる目的とはしない事業である。</p>

第2号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

印



多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市民企画事業について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 承認する市民企画事業

(1) 主催者名

(2) 事業名

(3) 実施期間 自 年 月 日()

至 年 月 日()

(4) 実施場所

2 使用する冠

多摩市市制施行50周年

多摩市市制施行50周年記念

多摩市市制施行50周年記念事業

3 承認の条件

4 のぼり旗の貸出 本

グッズの提供 個

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

印



多摩市市制施行50周年記念市民企画事業不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった市民企画事業について、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

（不承認理由）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

多摩市市制施行50周年記念市民企画事業承認事項変更届出書

多摩市長 殿

(申請者)

住所又は所在地： _____

団 体 名： _____

代 表 者 氏 名： _____

担 当 者： _____

電 話 番 _____

メールアドレス： _____

年 月 日付け第 号で承認を受けた市民企画事業について、変更し、又は中止するので、多摩市市制50周年記念冠事業等取扱要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 主催者	住所又は所在地 氏名 電話
2 事業名	
3 届出の区分	変更 中止 該当する項目の にレ点を付してください。
4 届出の理由	
5 変更する事項（変更部分のみ記載）	
実施日 （期間）	令和 年 月 日（ ）から 令和 年 月 日（ ）まで 日間

実施場所	
事業につける冠 (使用するものに ✓)	多摩市市制施行50周年 多摩市市制施行50周年記念 多摩市市制施行50周年記念事業
事業内容及び目的 (50周年を記念した内 容の工夫を明確に記載す ること。)	別紙参照可
対象者 参加予定人数	
参加料等	無 有 (円)
広告媒体(市報・市 HP等)に掲載する内 容	【主催者名】 【連絡先：リンク先HP】 【広報する内容(100文字以内)】 【公表時期】 令和 年 月 日以降を希望する
備考 (該当する場合は ✓)	PR物品の貸出し(記念のぼり旗 本) 5本まで貸出し可 市制施行50周年記念グッズの提供(缶バッチもしくはステ ッカー 個) 1団体200個まで可、種類の指定不可 たま広報(9月5日号)への掲載を希望しない 市ホームページへの掲載を希望しない